

監査公表第1号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月28日

人吉市監査委員 井上 祐太

人吉市監査委員 犬童 利夫

[令和元年度 財務監査]

監査対象課：社会教育課

監査期間：令和2年1月27日～令和2年1月30日

監査のテーマ：教育財産の目的外使用について

監査結果事項	措置状況
境界確定（境界線の設置及び保存等）は適切か。また、不法占拠防止策（フェンス、立看板等の設置）は万全か。 ①東間コミュニティーセンター敷地内に占有許可申請が提出されていない違法駐車を確認したので適正な対応をお願いします。	①令和2年度から「人吉市教育委員会が管理する財産等使用規則」に基づき使用許可申請書の提出、許可にて対応した。

監査対象課：契約管財課（現：行財政改革課）

監査期間：令和2年3月10日～令和2年3月13日

監査のテーマ：普通財産の管理事務について

監査結果事項	措置状況
<p>境界確定（境界線の設置及び保存等）は適切か。また、不法占拠防止策（フェンス、立看板等の設置）は万全か。</p> <p>①城見庭園に違法駐車が見られる（※日常的な違法駐車）。違法駐車防止のための表示が目立たないことから改善が望ましい。</p> <p>②蟹作バス停東側駐車場（高速バス利用者用）に設置してある看板の撤去を検討されたい。</p>	<p>①景観を損ねない場所であつ違法駐車車両から見える位置を選定し、違法駐車禁止の表示（貼紙・看板等）をしたうえで、常習違法車両には注意文書をワイパーに挟む。</p> <p>②（令和2年）6月中に撤去を予定している。ゴミの投棄が見られるため、今後は閉鎖も視野に対応を検討する。</p>

[令和元年度 行政監査]

監査対象課：管理課

監査期間：令和2年1月7日～令和2年1月10日

監査のテーマ：市営住宅の管理運営について

監査結果事項	措置状況
<p>①人吉市営住宅条例第30条「高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明け渡しを請求するものとする。」とあるが、現状において、強制退去ではなく自主退去に任せていることに鑑み、市条例の見直しが必要である。</p>	<p>①本市の市営住宅条例30条「高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明け渡しを請求するものとする。」を、公営住宅法第29条同様に「高額所得者に対し、期限を定めて、明け渡しの請求をすることができる。」に改正して現状に合わせる予定。（9月議会）</p>

<p>②会計年度任用職員制度の施行に伴い、住宅管理人は委嘱出来なくなり、私人への委託の取扱いになる。人吉市営住宅条例施行規則第24条の見直しが必要である。</p> <p>③住宅使用料は「公債権」ではなく「私債権」であるため、市税等のような債権管理は出来ない。事務手続きを可能にする要項（滞納整理事務処理要項）の策定が急務である。</p>	<p>②人吉市営住宅条例施行規則（管理人の委嘱）第24条を、人吉市営住宅条例施行規則を見直し、（管理人の委託）第25条 条例第39条第3項に規定する住宅管理人（以下「管理人」という。）は、入居を許可された者の内から市長が委託することができると改正して令和2年4月1日施行している。</p> <p>③債権管理を明確にするための滞納整理事務処理要項の令和2年度中策定を目標とし検討を進める。</p>
--	---